

平成 26 年 9 月 26 日

学生・教職員・関係者の皆様

尾道市立大学 学長
中谷 武

大学キャンパス内の全面禁煙について

喫煙は、喫煙者本人だけでなく周囲の人に対しても、受動喫煙による極めて深刻な健康被害をもたらすことが明らかになっています。本学では、健康増進法第 25 条「受動喫煙防止」（平成 14 年 8 月）などを受け、学内のタバコの自動販売機撤去、屋外の喫煙場所の指定や喫煙室設置などの喫煙対策をすすめてまいりました。

しかしながら、喫煙所や喫煙室を設置して分煙するだけでは受動喫煙の危険性を排除するには不十分であり、また、喫煙場所の存在が学生の禁煙教育に逆行するという問題点がかねてより指摘されていました。

喫煙・受動喫煙をめぐる社会情勢や他大学における状況を踏まえ、この度、本学においても教育機関としてタバコの煙のない快適な勉学・研究・執務環境を実現することが必要と考え、平成 27 年 4 月 1 日から大学キャンパス内を全面禁煙とすることに決定しました。

喫煙には依存性があり、学生の喫煙習慣を未然に防止するとともに、継続的な禁煙教育を通して、自分と周囲の人の健康や命を十分に配慮できる学生を育成することは、高等教育機関である大学の社会貢献の一つであると考えています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 実施内容 平成 27 年 4 月 1 日から大学キャンパス内を全面禁煙とする。
2. 実施目的
 - (1) キャンパス内での受動喫煙を防止する。
 - (2) 学生の喫煙開始を防止する。
 - (3) 学生・教職員の健康の維持増進に貢献する。
 - (4) 快適な勉学・研究・執務環境を実現する。
 - (5) 自分や周囲の人の健康や命を十分に配慮できる人材を育成する。

以上